

## 名誉役員に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>名誉役員に関する規則</p> <p>第1条 [目 的]</p> <p>本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款第34条第3項に基づき、名誉役員に関する事項について定める。</p> <p>第2条 [名誉役員]</p> <p>1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。</p> <p>2. 名誉役員は、名誉総裁、名誉会長、相談役、最高顧問、顧問及び参与とする。</p> <p>3. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>4. 名誉会長、相談役、最高顧問及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。</p> <p>第3条 [推薦要件]</p> <p>1. 次の名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 名誉会長</p> <p>① 会長を通算して2任期4年以上務めた者</p> <p>② F I F A理事を1任期4年以上務め、且つ会長を務めた者</p> <p>(2) 相談役</p> <p>最高顧問を務めた者</p> <p>(3) 最高顧問</p> <p>名誉会長を務めた者</p>	<p>名誉役員に関する規則</p> <p>第1条 [目 的]</p> <p>本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の定款第34条第3項に基づき、名誉役員に関する事項について定める。</p> <p>第2条 [名誉役員]</p> <p>1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。</p> <p>2. 名誉役員は、名誉総裁、名誉会長、相談役、最高顧問、顧問及び参与とする。</p> <p>3. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>4. 名誉会長、相談役、最高顧問及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。</p> <p>第3条 [推薦要件]</p> <p>1. 次の名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 名誉会長</p> <p>① 会長を通算して2任期4年以上務めた者</p> <p>② F I F A理事を1任期4年以上務め、且つ会長を務めた者</p> <p>(2) 相談役</p> <p>最高顧問を務めた者</p> <p>(3) 最高顧問</p> <p>名誉会長を務めた者</p>	

(4) 顧問

- ① 会長を務めた者
- ② 副会長を2任期4年以上務めた者
- ③ 専務理事を通算して3任期6年以上務めた者
- ④ 学識経験者

(5) 参与

- ① 専務理事以上の役職を務めた者
- ② 理事、監事又は特任理事のいずれかを通算(合算)して3任期6年以上務めた者
- ③ 第2項に定める特別推挙基準を満たす者(以下「特別推挙者」という)

2. 前項第5号に定める特別推挙基準は、以下の通りとする。

- (1) 各種委員会の委員等、本協会の業務に少なくとも10年以上携わり、多大な功労があったと認められる者
- (2) 理事、監事又は特任理事の就任期間が通算(合算)して3任期6年未満であっても、その就任期間中に多大な功労があったと認められる者

第4条 [定員、任期及び定年制]

1. 次の名誉役員の定員、任期及び定年制は、次の各号に定めるところによる。

(1) 名誉会長

- ① 名誉会長の定員は1人とする。
- ② 名誉会長の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ③ 名誉会長は、その就任時に80歳未満でなければならない。

(4) 顧問

- ① 会長を務めた者
- ② 副会長を2任期4年以上務めた者
- ③ 専務理事を通算して3任期6年以上務めた者
- ④ 学識経験者

(5) 参与

- ① 専務理事以上の役職を務めた者
- ② 理事又は監事のいずれかを通算(合算)して3任期6年以上務めた者
- ③ 第2項に定める特別推挙基準を満たす者(以下「特別推挙者」という)

2. 前項第5号に定める特別推挙基準は、以下の通りとする。

- (1) 各種委員会の委員等、本協会の業務に少なくとも10年以上携わり、多大な功労があったと認められる者
- (2) 理事又は監事の就任期間が通算(合算)して3任期6年未満であっても、その就任期間中に多大な功労があったと認められる者

第4条 [定員、任期及び定年制]

1. 次の名誉役員の定員、任期及び定年制は、次の各号に定めるところによる。

(1) 名誉会長

- ① 名誉会長の定員は1人とする。
- ② 名誉会長の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、最大で2任期4年までとする。
- ③ 名誉会長は、その就任時に80歳未満でなければならない。

特任理事は廃止したため削除

特任理事は廃止したため削除

任期に上限を設ける

(2) 相談役

定めず。

(3) 最高顧問

- ① 最高顧問の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ② 最高顧問はその就任時に80歳未満でなければならない。

(4) 顧問

- ① 顧問の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ② 顧問はその就任時に75歳未満でなければならない。

(5) 参与

- ① 参与の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、最大で3任期6年までとする。
- ② 参与（特別推挙者を除く。）はその就任時に75歳未満でなければならない。
- ③ 特別推挙者は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、最大で2任期4年までとする。

2. 前項の任期を原則とするが、役員の服務に関する規程の遵守状況等に照らし、名誉役員についても役員改選期の都度、評議員会において承認するものとする。

第5条 [その他の事項]

本規則に記載のない事項については別途定めるものとする。

第6条 [改正]

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(2) 相談役

定めず。

(3) 最高顧問

- ① 最高顧問の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ② 最高顧問はその就任時に80歳未満でなければならない。

(4) 顧問

- ① 顧問の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ② 顧問はその就任時に75歳未満でなければならない。

(5) 参与

- ① 参与の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、最大で3任期6年までとする。
- ② 参与（特別推挙者を除く。）はその就任時に75歳未満でなければならない。
- ③ 特別推挙者は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、最大で2任期4年までとする。

2. 前項の任期を原則とするが、役員の服務に関する規程の遵守状況等に照らし、名誉役員についても役員改選期の都度、評議員会において承認するものとする。

第5条 [その他の事項]

本規則に記載のない事項については別途定めるものとする。

第6条 [改正]

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第7条 [施行]

本規則は、2016年3月27日から施行する。

[改正]

2016年11月10日

第7条 [施行]

本規則は、2016年3月27日から施行する。

[改正]

2016年11月10日

2019年10月10日